

瑞浪市子ども発達支援センターぽけっと・重要事項説明書

「保育所等訪問支援に係る指定通所支援事業」

本重要事項説明書は、瑞浪市子ども発達センターぽけっとと保育所等訪問契約の締結を希望される方に対して、当施設の概要や提供される支援の内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. 事業者

名 称	社会福祉法人 瑞浪市社会福祉協議会
所 在 地	岐阜県瑞浪市樽上町一丁目77番地
電 話 番 号	0572-68-4148
代 表 者 氏 名	会 長 小栗 茂
設 立 年 月 日	昭和 56 年 10 月 1 日

2. 事業所の概要

事業所の種類	保育所等訪問支援に係る指定通所支援 指定年月日:平成 25 年 4 月 1 日 指定事業所番号:2151600026
事業の目的	対象児の自立の促進、生活の質の向上、集団適応等を図ることができるよう、児童福祉法に基づく保育所等訪問支援を行います。
事業所の名称	瑞浪市子ども発達支援センターぽけっと
事業所の所在地	岐阜県瑞浪市寺河戸町 1149 番地の 1
電 話 番 号	0572-67-2106
管 理 者 氏 名	酒井 由香
事業所の運営方針について	対象児の発達の特性や生活環境等に応じて、集団生活における基本的な動作の支援、集団生活への適応支援を適切に行います。 保育所等への訪問支援を行うことにより、保育所等の安定した利用を促進します。

3. 事業実施地域 瑞浪市全域

4. 対象児 (1)発達について療育支援が必要な児童。
(2)発達の遅れや発達特徴により療育支援が必要な児童。

5. 営業時間

開設日	月曜日～金曜日 (国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日～1月3日を除く)
	9時00分から16時00分 必要に応じて相談の上、随時行います。

6. 職員の体制

職種	常勤		非常勤	
	専従	兼務	専従	兼務
1. 管理者		1		
2. 児童発達支援管理責任者		1		
3. 指導員等		4		3
4. 医師				1

※協力医療機関・嘱託医 とよだ小児科クリニック

7. 当事業所の施設設備の概要

当事業所の施設設備の概要は、以下のとおりです。

設備の種類	室数	主な用途
指導室	2室	個別支援及び小グループ支援 (発音トレーニング・作業学習等)
指導室	3室	集団活動及び親子遊び (運動遊び・感覚刺激・統合遊び・生活習慣トレーニング・リズム遊び等)
相談室(兼施設長室)	1室	各種会議 面談 ケース検討 相談等
職員室	1室	事務室
保護者室	1室	親の会活動 交流等

8. 当事業所が提供する訪問支援と利用料金

(1) 「保育所等訪問支援計画」

下記の支援内容から「保育所等訪問支援計画」を定めて、訪問支援を提供します。

「保育所等訪問支援計画」は、市町村が決定した「支給量」(※「受給者証」に記載)と利用者の意向や対象児の心身の状況を踏まえて、具体的な支援内容などを記載しています。

「保育所等訪問支援計画」は、保護者に事前に説明し、同意をいただくとともに、申し出により、いつでも見直すことができます。

(2) 訪問支援内容

当事業所における支援内容は、次のとおりです。

ア 集団生活への適応訓練

イ 施設職員への支援、相談、検討

(3) 利用者負担額

上記訪問支援に係る利用料が支給されます。利用料は、本事業所が代理受領いたします。保護者から受

給者証の記載内容に基づき対象児の保護者が負担すべき額として市が決定する額（利用者負担割合として1割）をお支払いいただきます。

ただし、当分の間は瑞浪市が助成することとされているため、支払いを要しないものとします。

※ 利用者負担額の上限等について

利用者負担額は、原則1割負担ですが、市町村が上限を定めています。そのため、これらの訪問支援のご利用状況により、月々の利用者負担額は変わることがあります。

※ 代理受領明細書にて、利用料や利用者負担額の報告をいたします。

（４）訪問支援利用にかかる実費負担額

下記の費用は、訪問支援の支給対象ではありませんので、実費を負担していただきます。なお、このことに係る内容及び支払方法等については、事前に説明します。

ア 個人教材費、行事等に係る費用などの実費。

イ その他必要な費用

訪問支援をご利用いただくうえで負担いただくことが適当であるものに係る費用を負担していただきます。

（５）利用の中止、変更、追加

ア 保育所等訪問支援計画で定めた支援の利用を中止又は変更することができます。この場合には、事前に申し出てください。

イ 市が決定した「支給量」及び当該支援の利用状況によっては、支援を追加することもできます。

ウ 保護者が希望する日及び時間に支援の提供ができない場合には、相談の上、調整いたします。

9. 保育所等訪問支援の利用に関する留意事項

（１）受給者証の確認

「住所」及び「利用者負担上限額」、「支給量」、「支給決定期間」など「受給者証」の記載内容の変更があった場合はできるだけ速やかに本事業所従事者にお知らせください。また、本事業所従事者より「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

（２）迷惑行為の禁止

通所給付決定保護者はサービスを利用するにあたって、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為等、他の通所給付決定保護者に迷惑を及ぼす恐れのある行為及び言動を行わないものとします。

10. 苦情の受付について

（１）当事業所における苦情の受付及び訪問支援利用等のご相談

支援に対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなど利用に関するご相談は以下の窓口で受け付けます。

	氏 名	電 話 番 号
受 付 担 当 者	大 竹 孝 子	0572-68-4148
苦情解決責任者	酒 井 由 香	0572-67-2106

(2) 第三者委員

第三者委員とは、地域にお住まいの以下の方に地域住民の立場から当事業者のサービスに対するご意見をいただくよう、当事業者が選任している委員です。

氏 名	電 話 番 号
木 股 恭 一	0572-68-8527
伊 藤 隆 二	0572-65-4183

(3) その他苦情受付機関

岐阜県運営適正化委員会	所在地 岐阜市下奈良2-2-1 電話番号 058-278-5136 受付時間 毎週月曜日から金曜日 (ただし、祝祭日、12月29日から翌年1月3日を除く) 午前9時から午後5時
-------------	--

1 1. 守秘義務

当事業所及び職員は、サービスを提供するにあたり知り得た、ご利用者やその家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。また、この秘密を保持する義務は契約が終了した後においても継続します。

1 2. 虐待の防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 瑞浪市社会福祉協議会事務局長 加藤誠二

虐待防止マネジャー 瑞浪市子ども発達支援センターぱけっと管理者 酒井由香

(2) 苦情解決体制を整備しています。

(3) 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(4) サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市に通報します。

1 3. 身体拘束について

当事業所は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得たうえで、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また、事業者として身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

(1) 緊急性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。

(2) 非代替性・・・身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。

(3) 一時性・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

14. ハラスメント対策について

当事業所は、適正なサービスの提供を確保する観点から、職場におけるハラスメントにより、従業員の人としての尊厳を不当に傷つけ、その能力の有効な発揮を妨げ、就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

15. 業務継続計画の策定について

- (1) 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対しての必要なサービス提供の継続的な実施及び、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 当事業所は、職員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

16. 衛生管理について

当事業所は、事業所において感染症が発生、又はまん延しないように、下記の対策を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を行います。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所において職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

17. 緊急時等の対応方法について

(1) 事故発生時の対応方法について

支援実施中の怪我等の緊急事態が起きた場合には、速やかにセンターが定める協力医療機関または主治医に連絡を行う等の必要な措置を行ないます。

(2) 緊急時の対応

事故や緊急事態が発生した場合は、センターの緊急対応マニュアルに従い、速やかに対応します。

(3) 非常災害対策

非常災害に備える為に、消防計画を作成し、それに従って防火等に努めます。

(4) 損害賠償保険への加入

支援中や指導者の管理下での事故や怪我については、当センター加入の保険にて対応いたします。

令和 年 月 日

保育所等訪問支援に係る指定通所支援事業の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者氏名

⑩

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、保育所等訪問支援に係る指定通所支援事業の提供開始に同意しました。

保護者住所 瑞浪市

氏 名

⑩

対象児氏名